

日 時：令和8年3月11日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第351回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は四つです。

議題1「東京電子機械工業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（K Xシステムの導入に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、評価実施機関から、「東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」の提出がございました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、資料1-1に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。今般、評価の再実施を行う理由は、評価実施機関である東京電子機械工業健康保険組合の事務において、特定個人情報を入手する方法が追加されることに伴い、新たなリスク対策を講じる必要があるためです。

変更点として、10ページの「（別添1）事務の内容」において、今般新たに導入されるK Xシステムに係る内容が図中に示されています。事務の変更内容を踏まえ、特定個人情報の入手・使用、保管・消去におけるリスク対策が変更となっています。

今回追記された主なリスク対策のうち、「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の対策として、30ページの中段、「入手した情報の登録・確認をする基幹システム専用端末」の部分のポツの三つ目でございますが、K Xシステムを利用して入手したデータを基幹システムに登録する際は、権限を付与された必要最小限の職員等だけが行えること、また、使用の際に「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」対策として、35ページの中段、「電子申請された届出書の受け付けにおける措置」の部分のポツの四つ目で、K Xシステムに電子申請されたデータを連携サーバーで受信して、基幹システムに登録後、連携サーバーに一時記録されたデータは自動的に消去されること、さらに、「特定個人情報の保管・消去」に係る「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の対

策として、45ページの中段、「電子申請された届出書の受け付けにおける措置」の部分のポツの三つ目ですが、K Xシステムに格納されたデータは、提出元以外の機関はアクセスできないこと、ポツの五つ目で、組合側のK X連携サーバーはK Xシステムと基幹システムにだけ接続して、それ以外のネットワークやシステムとは分離すること、などが記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

つづきまして、資料1-2に基づき、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、データのライフサイクルにおける取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つづきまして、11ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」につきまして、新たにK Xシステムを通じて入手する届出書の取扱いに関して、漏えい等のリスクが生じることが想定されることから、K Xシステム自体で行われるリスク対策と評価実施機関の講ずるリスク対策について、さきに御説明した内容等が記載されており、いずれも問題は認められないとしております。

つづきまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしています。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

K Xシステムを新たに導入することから、システムを利用する者に注意点を正しく理解していただく必要があるため、(4)として、新規のリスク対策が確実に実行されるように、研修や説明会を通じた組合、事業所の職員への意識付けを行うとともに、評価書に記載されたリスク対策が既存、新規問わず遺漏なく実施されているか、適時適切に確認することが重要であること、(5)として、委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、また、(6)として、(1)から(5)として記載している事項について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合に、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、東京電子機械工業健康保険組合に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載するべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員

会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願いたいします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

それでは、次の議題に移ります。

議題3「令和7年度第3四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和7年度第3四半期における監視・監督権限の行使状況の概要について、御説明申し上げます。

第3四半期は、公表事案はございませんでした。

つづいて、2ページ目以降に、公表事案以外の監視・監督権限の行使状況について記載しております。

2ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言が計136件あり、そのうち民間事業者は104件を占めています。不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等を原因として、VPN機器のぜい弱性やECサイトを構築するためのアプリケーション等のぜい弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず事業者が放置していたこと、ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。

また、攻撃種類としては、ブルートフォース攻撃やECサイトへのクロスサイトスクリプティング攻撃などが見受けられており、ランサムウェア攻撃も件数としては14件となっております。

不正アクセス以外の漏えい等事案では、元従業者が退職後に顧客に関する個人データを持ち出した事案についても指導を行っております。

つづきまして、3ページ目から16ページ目にかけて、指導等を行った具体的な事

案を記載しております。

また、17ページ目、18ページ目には、これらの指導等の内容別・業種別・人数別の件数を記載しております。

19ページ目からは、行政機関等への指導・助言の件数等を記載しており、今期の指導・助言の件数は32件になります。誤廃棄、紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対して、安全管理措置の不備等について指導を行いました。

19ページ目から21ページ目にかけて事案の概要を記載しており、22ページ目に内容別・組織区分別・人数別の件数を記載しております。

23ページ目でございます。個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等の件数は、計9件ございました。

24ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使について記載しております。指導・助言の件数は7件ございました。

24ページ目、25ページ目にかけては、事案の概要を記載しております。

26ページ目でございます。マイナンバー法に基づく報告徴収、立入検査等は0件ございました。

27ページ目、こちらは過去に公表した事案について、当委員会の指導・助言等の後の改善策の実施状況の概要についてでございますが、第3四半期につきましては、令和7年1月30日、株式会社ビーバーズに対し、同社が建設会社等に架電し、架空の事業者名を名のった上で虚偽の事実を伝えるなどの方法により、1万人以上の個人情報を不適正に取得していた件に関し、個人情報保護法第148条第1項の規定による勧告を行い、同法第146条第1項の規定により、再発防止策の実施状況等について報告するよう求めたものでございます。同社からは当委員会に対し、勧告以降は適正に個人情報を取得していること、個人情報保護法第20条第1項の規定に違反して取得された個人情報を全て消去したことを、疎明資料を添えて報告するとともに、再発防止策の策定・実施状況について報告がございました。

当委員会としては、今後も、ビーバーズにおける個人情報の取扱状況について、引き続き注視してまいります。

つづきまして、資料3-2でございます。こちらは令和7年度第3四半期における漏えい等報告の処理状況でございます。

1ページ目ですが、漏えい等報告の処理件数は、個人情報が4,623件、特定個人情報が95件となっていました。

2ページ目でございます。個人情報4,623件に関しましては、引き続き要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等が多く生じているほか、不正アクセス等によるものや、クレジットカードの誤送付など財産的被害が生じるおそれがあるものも、多く見受けられています。

3ページ目でございます。特定個人情報95件に関しましても、紛失、誤送付等のヒュ

一マンエラーによるものや、不正アクセスによるものが、多く見受けられております。

4 ページ目以降には、個人情報、特定個人情報の処理件数の内訳、詳細を記述しております。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、当委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

特に修正等の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「令和7年度第3四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について」、事務局から説明をお願いします。

○中山企画官 本件は、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の令和7年度第3四半期における受付状況について、対外公表するものです。

個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況につきましては、個人の方、事業者や行政機関等がそれらをタイムリーに把握し、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いの参考とすることができるよう、令和6年度第2四半期から四半期ごとに対外公表しております。これまで、読み手にとって分かりやすい報告書とするため、改善を行ってきました。今回は7ページ目をはじめ、相談者から寄せられた質問又は苦情内容、それらに対して行った回答又は助言等の内容を記載した表に、新たに「参考」欄を設けて、質問又は苦情に対する回答又は助言等をする中で案内した法令、委員会が定めるガイドラインやQ&A等の該当箇所を明示する工夫を行いました。

それでは、1ページ目を御覧ください。1ページ目には、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口における対応の概要を記載しております。個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口においては、数多くの「苦情」や「質問」に応じております。個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口に「苦情」が寄せられた場合には、「苦情」を解決するために必要な法令、

ガイドラインやQ&A等を相談者に案内し、その内容を基に、事業者等に事情を聞く、又は要求するといった対応を行うよう相談者に促すなどして、まずは相談者と事業者等の当事者間で自主的に「苦情」を解決いただくようにしております。

そして、「苦情」のうち、個人情報保護法やマイナンバー法に定める義務に違反するおそれがあることが明らかであり、個人の権利利益の保護の観点から問題がある事案については、監視・監督権限の行使を担当する部署に情報提供を行い、当該部署において事案に応じて適切に対応しております。

また、「苦情」のうち、相談者と事業者等の当事者間で自主的に解決することができず、一定の事由に該当する事案については、相談者と事業者等との間に立って、双方から可能な限り納得を得て解決を促す「苦情あっせん」を行っております。

2 ページ目には、参考として4 ページ以降の構成を可視化した表を記載しております。

3 ページ目を御覧ください。令和7年度第3四半期における個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の総受付件数は、記載のとおり6,606件、苦情件数は2,668件、質問件数は3,278件、その他の件数は660件でした。また、一日平均の各件数は記載のとおりであり、引き続き一日に数多くの相談が寄せられております。そして、相談件数に占める苦情件数の割合をいう「苦情比率」は、前期に比べてやや増加いたしました。

4 ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門、個人情報保護法の民間規律に関する相談の受付状況になります。令和7年度第3四半期における各件数は記載のとおりであり、前期とほぼ横ばいです。

5 ページ目には、民間部門における苦情の類型別の件数を記載しております。「利用目的」、「第三者提供」、「開示等」に関するものが多く寄せられました。

7 ページ目から9 ページ目には、苦情の類型別に、数多く寄せられている典型的な苦情内容と、それらに対する助言等内容を記載しております。

10 ページ目を御覧ください。令和7年度第3四半期における個人情報保護法相談ダイヤルでの苦情あっせん申出受付件数は2件です。具体的には、保有個人データの開示請求への対応を求める苦情の申出が寄せられました。

11 ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。「漏えい等の報告等」、「第三者提供」、「定義」に関するものが多く寄せられました。

また、12 ページ目及び13 ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と、それらに対する回答等内容を記載しております。

15 ページ目からは、個人情報保護法相談ダイヤルの公的部門、個人情報保護法の公的規律に関する相談の受付状況になります。令和7年度第3四半期における各件数は記載のとおりです。

16 ページ目には、公的部門における苦情の類型別の件数を記載しております。「利用及び提供の制限」、「開示等」に関するものが多く寄せられました。

18ページ目及び19ページ目には、苦情の類型別に、数多く寄せられている典型的な苦情内容と、それらに対する助言等内容を記載しております。

20ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。「漏えい等の報告等」、「定義」に関する質問が多く寄せられました。

21ページ目には、行政機関等に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と、それらに対する回答等内容を記載しております。

22ページ目からは、マイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況になります。令和7年度第3四半期における各件数は記載のとおりです。

23ページ目には、苦情の類型別の件数を記載しております。「収集等の制限」に関するものが多く寄せられました。

25ページ目及び26ページ目は、苦情の類型別に、数多く寄せられている典型的な苦情内容と、それらに対する助言等内容を記載しております。

27ページ目を御覧ください。令和7年度第3四半期におけるマイナンバー苦情あっせん相談窓口での苦情あっせん申出受付件数は0件でした。

28ページ目には、質問の類型別の件数を記載しております。「安全管理措置」に関する質問が多く寄せられました。

28ページ目及び29ページ目には、事業者に対して周知することが相当な特筆すべき質問内容と、それらに対する回答等内容を記載しております。

そして、30ページ目から34ページ目にかけて、個人情報保護法相談ダイヤルの民間部門に寄せられた相談内容のキーワードに着目した分析を実施しているところです。今回は、委員会として指導を行うことが多い「不正アクセス」、また、事業者等との間でトラブルとなり相談者が不満を持つ場面が多い「履歴書」というキーワードを含む相談について、どのくらい寄せられたのか、また、具体的にどのような内容であったのかを分析して記載しております。

まず、30ページ目から32ページ目ですが、「不正アクセス」に関する相談については179件寄せられ、「不正アクセス」というキーワードに加えて、「委託」、「メール」、「取引先」や「子会社」というキーワードを含む相談が多く寄せられました。

次に、33ページ目及び34ページ目ですが、「履歴書」に関する相談については82件寄せられ、「履歴書」というキーワードに加えて、「退職」、「勤務先」、「面接」、「不採用」や「紹介」というキーワードを含む相談が多く寄せられました。

最後に、当委員会では、個人情報保護法相談ダイヤル、マイナンバー苦情あっせん相談窓口のほかにも、「P P C質問チャット」を設けて、個人情報保護法に関する基本的な質問に応じているところです。「P P C質問チャット」の利用件数につきましては、14ページ目に記載しております。前期に引き続き、利用件数は3,000件を上回りました。引き続き、個人情報保護法に関する基本的な「質問」の対応を個人情報保護法相談ダイヤルではなくP P C質問チャットに寄せることで、個人情報保護法相談ダイヤル及びマイナンバ

一苦情あつせん相談窓口が、個別具体的な対応が求められる苦情の対応に注力することができる状況を作りたいと考えております。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上になります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願います。

清水委員。

○清水委員 広聴・相談室におきましては、継続的に開示の改善を図っている点で評価できると考えております。

この第3四半期におきましては、例として示した案件ごとに適用される法令やガイドラインの条文等を示していただき、読み手にとっては大変有用な情報が記されたものと思います。

また、第2四半期に引き続き、報告書末尾の参考にキーワード検索により相談件数が多かった「不正アクセス」及び「履歴書」を抽出し、それらの典型的な例を示していただきました。このような情報も大変参考になるものと思われま。

一方、苦情比率や応答率の向上などを目指すKPIについても、着実に取り組んでいただいていると理解しております。

今後も開示の充実に取り組んでいただくとともに、相談に対する応答の精度を高めるために努力していただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見はないようですので、原案のとおり決定したいと思います。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。